

三春町ロゴマーク及びキャラクター等使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三春町の魅力を広く発信することを目的に制作した三春町ロゴマーク及びキャラクター等（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等は、別図のとおりとする。

2 ロゴマーク等の権利の一切は、三春町に帰属するものとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ三春町ロゴマーク等使用承認・変更申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の申請を省略してロゴマーク等を使用することができる。

(1) 町が使用する場合

(2) 町内の企業、団体等又は個人が趣旨に沿って利用する場合（商用利用を除く。）

(3) 報道機関が町に関する報道及び広報の目的で使用する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める場合

(使用の承認)

第4条 町長は、前条の申請があった場合、速やかにその内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に対し、三春町ロゴマーク等使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 町長は、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合、これを承認しないこととし、三春町ロゴマーク等使用不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

(1) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(4) この要綱の規定に従わないおそれがあるとき。

(5) その他承認することが不適当と認められるとき。

(申請内容の変更)

第5条 申請者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに三春町ロゴマーク等使用承認・変更申請書（様式第1号）を提出し、承認を得なければならない。

(使用期間)

第6条 使用期間は、使用承認の日から、その日の属する年度の3月31日までとする。ただし、使用申請時において、使用承認期間を承認した際は、この限りではない。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 提供されたロゴマーク等を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用すること。
- (4) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消)

第9条 町長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、使用承認を取り消すものとする。

(損失補償等の責任)

第10条 町は、ロゴマーク等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者がロゴマーク等の使用により故意又は過失により町に損害を与えた場合は、町長はその賠償を請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別図（第2条関係）

1 三春町ロゴマーク（キャッチフレーズ含む）

（1）三春町合併70周年記念用ロゴマーク

（合併70周年用）

（合併70周年以後用）



（2）個別ロゴマーク（三春滝桜）



一瞬も、千年も。三春のキセキ

（3）個別ロゴマーク（三春駒 黒・白）



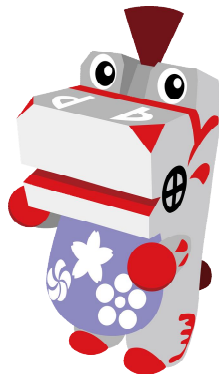
(4) 個別ロゴマーク (三春城)



2 三春町キャラクター

(1) こまりん (公式マスコットキャラクター)

※ 「©三春町」を表記してください。



こまりん

(2) 愛姫及び愛姫 MEGOHIME アニメーション登場キャラクター

※ 「©三春町／ガイナ・福島ガイナ」を表記してください。

※ 表記キャラクター以外に愛姫 MEGOHIME アニメーションに登場する全てのキャラクター及び画像を含みます。



愛姫
MEGOHIME